

# 平成26年度 事業報告書

## I はじめに

我が国の平成26年の人口は1億2708万人、出世数は100万人と戦後最少となる一方、死亡数は127万人、自然減27万人と少子高齢化が進展する中で、5月、全国の市町村の約半数が将来消滅する可能性があるとの日本創成会議発表は日本中に大きな衝撃を与えた。国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、「人口減少克服・地方創生」を目指した取り組みが行われることとなった。特に、中山間地域等「多世代交流・多機能型」の生活支援サービスや少子化・高齢化・単身化を地域全体で受け止める「地域包括ケア」を推進することが一層必要となっている。

また、経済や雇用情勢の回復により、失業率や有効求人倍率は改善傾向にあるものの、生活保護受給世帯数は過去最多の161万8817世帯となり、受給者数も217万人を超えるなど、貧困や格差、社会的な孤立などの問題が広がった。こうした中で、生活困窮や孤立等への総合相談や就労、家計管理、教育等の支援体制を構築するための生活困窮者自立支援法が平成27年度から本格的に実施されることになり、県内でも平成25年度からモデル事業に取り組んだ市町村社協の成果を踏まえ、積極的な対応が求められることとなった。

一方で、内部留保問題等による社会福祉法人への批判に端を発し、規制改革会議や税制調査会等から経営の透明性の確保や税制優遇措置を受けるにふさわしい公益性の高い取り組みが求められた。厚生労働省では、7月に社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書を発表するとともに、2月には、社会保障審議会福祉部会から「経営組織のあり方の見直し」、「運営の透明性の確保」、「地域における公益的な取り組みの責務」、「内部留保の明確化と福祉サービスへの再投下」、「行政の役割と関与の在り方」等の意見を示した社会福祉法人改革についての報告書が公表された。今後、国会における社会福祉法改正(案)等の審議を経て、社会福祉法人改革が具体化されることとなった。

このように、社会福祉基礎構造改革以来の大きな制度改革が行われようとする中、平成26年度は、以下の重点実施項目を中心に、事業計画に沿って事業を実施するとともに、平成27年度からスタートする「第四次県社協総合計画」の策定に取り組み、市町村社協、民生委員児童委員、社会福祉法人・福祉施設、関係団体等と連携して取り組む今後5年間の活動方針を示した。

## II 重点実施項目

### 1 「第三次県社協総合計画21世紀ビジョン」最終年度の取り組みを推進するとともに、「第四次県社協総合計画『県社協ビジョン2015～2019』」を策定

本会の基本理念の実現に向けて、第3次計画の5年次目に計画された事業を実施し、併せて最終年度であったことから、計画全体の総合評価を実施した。

第三次計画の取り組みを振り返り現状把握や課題整理を行うとともに、社会福祉制度・施策の最新の動向等を確認し、平成27年度以降5年間の指針となる「第四次県社協総合計画『県社協ビジョン2015～2019』」の策定に取り組んだ。特に今回は、理事及び外部有識者等で構成する「検討委員会」並びに市町村社協・各種協議会等関係団体からの多角的な意見を取り入れながら策定作業を進めた。

### 2 県民の参加・協力による地域福祉活動の推進を図り、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進し、市町村社協の取り組みを支援

県民の参加協力による地域福祉活動を促進するために、推進の中心的な役割を担う市町村社協による地域福祉活動計画の策定支援をはじめ、「小地域ネットワーク活動」や「ふれあい・いきいきサロン活動」の普及の支援に取り組んだ。

また、社会的孤立や経済的困窮の問題など、新しい地域課題への相談機能の充実と解決に向けた取り組みとなる「生活困窮者自立相談支援事業」のモデル事業に取り組む社協への支援や「生活困窮者自立支援法」の本格施行に向けて町村部における体制整備等を図った。

さらに、住民組織による地域福祉活動の仕組みづくりの中核を担うコミュニティ・ソーシャルワーカーの養成講座や先進社協の職員、専門家を派遣する「地域福祉推進サポーター派遣事業」などを実施するとともに、介護保険制度改正に伴う新たな地域支援事業への取り組みを推進するため、情報提供や研究協議を行った。

### 3 社会的包摂に向けた福祉教育プログラムの普及と市町村災害ボランティアセンターの体制整備を支援

障がい者や高齢者などの地域住民をゲストティーチャーとして学校や地域に派遣する市町村社協へ助成するとともに、市町村社協の取り組みを研修会や広報誌で紹介することで、高齢者や障がい者等への理解を深め、社会的孤立や社会的排除の解消をめざした新たな福祉教育プログラムの普及を図った。

また、本会に設置した市町村災害ボランティアセンター運営強化推進会議において、平成25

年度に策定した「市町村災害ボランティアセンターマニュアル」の見直しを行うとともに、その活用・普及に努めた。

市町村災害ボランティアセンター設置訓練には、運営支援アドバイザーを派遣し、運営の迅速化・効率化を図るとともに、近隣市町村社協等と協働した運営・支援体制の強化に努めた。

#### 4 市町村社協や関係機関との連携による地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の一層の充実と成年後見制度の取り組みを支援

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方に対して、市町村社協による定期的な訪問、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類の預かり等のサービスを提供するなど、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援した。

さらに、事業担当職員や生活支援員の資質向上のため各種研修会を実施するとともに、市町村社協への個別訪問を実施し、業務上の事務や出納管理状況などの確認や助言を行い、サービス提供の均一化と適正な運営を図った。

また、相談から解約までの一連の事務の簡素化等により、早期の支援が可能となるよう三者契約（県社協、市町村社協、利用者）から二者契約（市町村社協、利用者）へ移行した。

なお、判断能力の低下が進んでいる利用者については、成年後見制度への円滑な移行及び連携が不可欠であることから、市町村社協の法人後見受任への取り組みを促進していくために、法人後見従事者養成研修会や成年後見制度利用促進研修会を開催するとともに、成年後見センター体制整備事業（助成事業）などによる支援に努めた。

#### 5 生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付制度を有効に活用し、生活困窮世帯の自立を支援

離職等による生活困窮世帯をはじめ低所得世帯等に対する経済的自立と社会参加等を促進するために、ハローワークや福祉事務所等と連携するとともに、市町村社協に相談員を配置し、資金の効果的な貸付けと本資金制度以外の情報提供も行うなど相談支援に努め、世帯の自立に向けた支援を行った。

また、長期滞納債権に対しては、市町村社協及び民生委員と連携し、償還指導を通じて債務者の実態を把握したうえで、法的措置の検討や償還免除等、債権の整理を進めた。

#### 6 「福祉・介護・保育」の各分野における事業所と意欲ある人材のマッチングを進めるとともに、これからの福祉サービスを担う人材育成に関する取り組みを実施

福祉分野全般において、適確な人材確保と定着支援が求められている中、県・ハローワーク・労働局・介護労働センター・ナースセンター等の関係機関・団体と連携しながら、面談会や個別相談を実施して就労支援に努めた。そして、将来に向けた福祉人材の確保という視点から、福祉の職場体験を実施することで福祉職の魅力を広めることに寄与するとともに、介護・福祉職や保育士に向けた修学資金の貸し付け等を行うなどの環境整備を図った。

また、福祉サービスを運営する事業所への支援として、会計・労務管理・法

律関係等の専門職に相談できる仕組みをつくり、経営と人材育成の両面からアドバイスをを行った。

社会福祉従事者に対しては、高いスキルを身につけ専門職として働き続けることができるよう体系的な研修を実施した。特に、本年度からは新たに「キャリアパス対応生涯研修課程」を導入し、まず初任者を対象に研修を行い、福祉職として将来に向けたキャリアデザインを描くことに寄与する取り組みを行った。

さらに、介護保険事業を支える介護支援専門員を養成するために「介護支援専門員実務研修受講試験」を実施し、合格者を対象とした実務研修を実施するとともに、「更新研修」「再研修」「専門研修」を実施するなど、介護サービスの充実を目的とした事業の推進に努めた。

## **7 専門相談員による相談と法人経営に必要な研修会を実施し、社会福祉法人の経営を支援するとともに、社会福祉法人が行う地域貢献事業「生計困難者レスキュー事業」の開始に向けた事業を展開**

福祉サービスが多様化する中、社会福祉法人・施設及び市町村社協が抱える様々な課題に対して、公認会計士・社会保険労務士・弁護士による専門的な相談窓口を開設して、助言・指導を行うとともに、県福祉人材・研修センターのアドバイザー派遣事業と協働し、社会福祉法人経営の支援に努めた。

また、新会計基準への移行や労務管理等に関する研修会、コンプライアンスとガバナンスをテーマとした法令関係研修会を開催し、適切な法人運営と経営課題への取り組みを支援した。

さらに、高い公益性を持つ社会福祉法人による地域貢献活動が期待されている中で、様々な生活課題を抱える生計困難者等に対する相談窓口の設置や宿泊・食事提供等の直接サービスを含めた具体的な支援活動の取り組みに向けて、県社会福祉法人経営者協議会と協働して「生計困難者レスキュー事業」を27年度から実施することになった。本会に、「レスキュー事業基金」を新設して運営費の適正な管理を行うとともに、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）養成等のシステムの構築に向けた支援を行った。

## **8 社会福祉振興基金による民間福祉団体、ボランティア、市町村社協等の活動支援並びに福田令寿基金による人材育成事業を実施**

社会福祉振興基金原資の効果的な運用により利息収入の確保を図るとともに、原資の一部を活用して必要な事業財源を確保し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりを進める市町村社協の先駆的な取り組みを始め、ボランティア活動や地域のつながり促進事業・民間福祉団体の地域福祉活動を積極的に支援した。

また、福田令寿人材育成基金については、「社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得支援事業」により、福祉の職場で働きながら資格取得を目指す人に助成し、社会福祉従事者の人材育成を行った。

## 9 福祉サービス利用者等の多様化した相談・要望・苦情に応えるとともに、事業所における苦情解決体制の整備を図り、県福祉サービス運営適正化委員会の活動を推進

福祉サービス利用者の多様化した相談や苦情等を受け止め、迅速かつ適正な解決に努めるとともに、事業所内の苦情受付担当者や苦情解決責任者及び第三者委員の体制整備の充実を図るため、実態調査や事業所への訪問を実施した。

また、苦情等が福祉サービスの質の向上につながるよう苦情解決研修会並びに第三者委員研修会を開催し、関係者の意識を高めた。

さらに、福祉サービス利用援助事業の運営を監視し、適切な事業執行のための助言・指導を行い、県福祉サービス運営適正化委員会の活動を推進した。